

半澤 一宣 様

拝啓

晩夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

この度、半澤様より頂戴いたしましたお手紙につきまして、次のとおりご回答申し上げます。

1. 喫煙ルームの存在に起因する、受動喫煙発生の事実と、健康増進法第25条との関係について

弊社といたしましては、喫煙のあり方につきましては、健康増進法の趣旨に則り、列車内や駅での受動喫煙防止対策に取り組んでいます。N700Aタイプ車両に設置しております喫煙ルームには、光触媒脱臭装置を設置してタバコの臭いを軽減しているほか、強制排煙装置を設置して衣服などに臭いがつくのを防止する工夫をしております。

2. 東海道～山陽新幹線でのみ喫煙ルームを存置し続ける理由について

東海道・山陽新幹線におきましては、多くのお客様にご利用いただくという鉄道の特性から、弊社の鉄道路線をご利用されるお客様の多様なご要望に最大限お応えするため、設置しております。

3. 受動喫煙に起因する殺人事件など重大な結果が発生した場合の責任の所在について

仮定の話はいたしかねますが、車内におきましては警察のご協力もいただきながら、乗務員や警備員による巡回を強化し、車内秩序の維持に努めております。

4. 新幹線列車内のすべての喫煙ルームの廃止（使用停止、閉鎖）について

東海道・山陽新幹線におきましては、多くのお客様にご利用いただくという鉄道の特性から、弊社の鉄道路線をご利用されるお客様の多様なご要望に最大限お応えするため、設置しております。喫煙ルーム全廃に向けた貴重なご意見は、お客様の動向やご要望などを踏まえつつ、今後の業務運営の参考とさせていただきたく存じます。

引き続き、お客様にご満足いただけますよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和元年8月28日
東海旅客鉄道株式会社
広報部サービス相談室
TEL : 050-3772-3910
受付時間 9:00~17:00 (土日除く)